

## 令和5年第4回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月20日(木) 13時30分～14時30分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員

(16名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
	2番	佐々木達也
	3番	高橋かおる
	4番	白澤克美
	5番	熊谷洋司
	6番	川村良道
	7番	川村和男
	8番	佐々木博
	9番	星川忠博
	10番	藤原幸藏
	11番	佐藤俊孝
	12番	高原弘明
	13番	阿部江利子
	14番	白澤和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 使用貸借解約通知について

日程第7 報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第8 報告第4号 専決処理事項報告について

日程第9 報告第5号 土地改良事業資格者の交替申請について

日程第10 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第11 議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第12 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第13 議案第4号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可

- 申請に対する意見決定について
- 日程第14 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第15 議案第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について
- 日程第16 議案第7号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について
- 日程第17 議案第8号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 日程第18 議案第9号 令和5年度矢巾町農業委員会最適化活動の目標の設定等について

#### 4 説明員

農業委員会事務局 事務局長 田 口 征 寛  
 係長 泉 山 弘 道  
 主任主事 藤 原 佳芳里

#### 5 会議の概要

議長 会議に先立ち、皆様にお知らせします。本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しておりますので、議案の朗読は表題のみといたします。質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。

本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第4回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声でありますので、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは当職より指名いたします。15番、佐々木昭英職務代理者、1番、金子忠博委員、2番、佐々木達也委員にお願いいたします。

議長 日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局、藤原主任主事にお願いいたします。

議長 日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声あり  
それでは、本日1日と決めます。  
日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。  
3月23日、にぎわい創出実行委員会が開催されております。出席者は私、役場で開催されております。これについては、矢巾町の春夏秋のお祭りについての説明会で行いました。今月ですが、29日に徳丹城祭が開催されますが、そのなかみとか、どのように進めていくかなどの説明で行いました。  
3月31日、辞令交付式、私が事務局内で辞令を交付しております。  
4月に入りまして3日、辞令交付式、これも私が事務局内で辞令を交付しております。  
10日、あっせん事業。熊谷洋司委員、高橋かおる委員、白澤和実委員が出席して行われております。  
14日、農地転用現地調査。白澤克美委員、川村和男委員、高原弘明委員、事務局等で行われております。煙山、北矢幅、下矢次の3地区で行われております。  
14日、あっせん会議、五役と事務局で行われております。  
本日20日、令和5年度第4回矢巾町農業委員会の総会となっております。  
以上ですが、質疑等ございますか。  
議長 「なし」の声あり  
では、次に進みます。日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。  
事務局 (報告第1号 朗読)  
議長 補足説明を許します。  
事務局 ありません。  
議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。  
阿部江利子委員 はい、議長。  
議長 はい、13番、阿部江利子委員。  
阿部江利子委員 13番、阿部です。この盛岡の方とか紫波町の方は、ご本人がこの田を耕作されているのですか。  
事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 13番、阿部委員のご質問にお答えいたします。番号3の紫波町の方の分、番号4の盛岡市の方の分につきましては、町境の農地となっておりますので、こちらはそれぞれの方が耕作する予定となっております。以上でございます。

阿部江利子委員 耕作しているということですね。

事務局 はい、そのとおりです。

議長 阿部委員、よろしいでしょうか。

阿部江利子委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第6、報告第2号、使用貸借解約通知について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第2号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第2号についてご説明させていただきます。

こちらの案件でございますが、議案第4号において、当該農地を農地転用するために、解約するものでございます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第7、報告第3号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第3号についてご説明させていただきます。

こちらの案件は、農地中間管理事業による賃貸借の解約となりますが、当該農地の一部に設置されております、携帯電話のアンテナの敷地に該当する面積分を解約するものでございます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。日程第8、報告第4号専決処理事項報告について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第4号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第4号についてご説明させていただきます。

こちらの番号1から番号31の案件につきましては、市街化区域拡大により市街化区域農地となった場所でありまして、一体的な開発となるため、一度に転用届出が提出されたものです。今回は、藤沢地区の届出となっております。転用後は宅地分譲予定となっております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。所有権移転のところの交換とは、売買との違いなど、どういう意味か教えてください。交換ということがわからない。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番、阿部委員のご質問にお答えいたします。摘要欄の所有権移転につきまして、売買につきましては農地と金銭による売買で土地を購入すること、交換という場合は、農地と土地を交換するという形となる交換ということで、金銭は発生せずに土地同士を交換するものとなります。以上でございます。

阿部江利子委員 交換の意味はわかりますけど、どこの農地をどういうふうに交換となるのですか。どこからか農地をもってこないと交換できないと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 番号1の施設の概要に換地用地というものがございます。宅地開発されるところに、この交換という田の土地を充てこむというような、よそにある農地と交換するわけではなく、宅地開発の中の一角に、例えば番号2、3の土地を確保といいますか、換地となることで、これが施設の概要のところにある換地用地、これがあてはまるものです。以上でございます。

議長 よろしいですか。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 5番、熊谷です。交換は等価交換ですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5番、熊谷委員のご質問にお答えいたします。等価交換となっております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

熊谷洋司委員 わかりました。

議長 阿部委員はよろしいですか。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。頭の中で交換ということはわかるんですよ、この土地

をこっちから持ってきて交換しますよってというのはわかるんですけども、果たしてこの数字がちゃんとその同じものになっているか、この書き方では一切見えないんですね。だから、私達がああそうすかかって飲むか、きちんとわかるようにこっちのこの部分をこの部分に交換にあてがってますよって数字がきちんと合っているものかどうかという、ちょっと補足の部分があれば、よくわかりやすいです。

議長 阿部委員、こちらはすごく細かい内容のようですので、後で説明することよろしいですか。

阿部江利子委員 結構です。

議長 ほかに質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。日程第9、報告第5号、土地改良事業資格者の交代について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第5号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第5号についてご説明させていただきます。

こちらの案件でございますが、現資格者に対し申出対象農地を賃貸借している新資格者が鹿妻穴堰土地改良区の総代総選挙に立候補するために、土地改良法第3条第2号の規定によりまして、現資格者から新資格者に対して土地改良事業資格を交代する旨の申し出が出ましたので、それを受理したことを報告するものでございます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。日程第10、議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号についてご説明させていただきます。

まず、お手元の資料No. 1の農地法第3条調査書の1から3ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号に該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。まず、番号1の案件につきましては、先月の総会において現地調査を行ってから再審議することとして保留していた案件でございます。番号2

につきましては、こちらは譲渡人から譲受人に対して贈与により経営移譲をするものとなっております。また、番号3の案件につきましては、当該農地は譲受人が所有する農地の組田となっております。現在は譲受人が耕作していることから、譲渡人及び譲受人双方の要望により、売買するものでございます。以上でございます。

議長 今の案件ですけれども、再審議となっております番号1の案件でございますが、4月14日に農地法第3条許可申請現地調査を行った農業委員、調査の報告をお願いいたします。川村委員お願いします。

川村和男委員 はい、7番、川村です。14日に現地調査をさせていただきました。前回に私が、私も50年ぐらい農業やってますけれども、あまり生産物も出していないし、農業をやっているように見えない人が隣の農地をまた買うということで、おかしいなと思ってまず再審議をして、現地を見せてもらいたいということで行きましたところ、この方は平成27年に新規就農で、空き家付き農地の取得で買った方ということです。お話してみたところ、地区内の人もあまり知らない方でした。しかしながら、新規就農で買って、それから、この田を買うのは奥さんで、だんなさんは●●さんという方で、1回も話したことないですけども、結構農業に意欲のある方で、これから2年後に奥様が退職されて一緒に農業をしたいというような議論もしているようです。盛岡南道路のそばの住宅街なので、土地が欲しくて買っているだけなのかなと思ってましたけれども、真面目にこれから2年後に農業をやるというような考えを持っておりますので、安心いたしまして、帰ってきたところでございます。また、この土地には前の方の小屋とかですね、いろんなものがありまして、それも除去していただくということも申し上げております。以上でございます。

議長 補足説明等がございましたらお願いします。

事務局 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。

次に進みます。日程第11、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、日程第12、議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について

は、新規就農の案件がありますので、一括して議題としてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声でありますので、一括して議題といたします。日程第 11、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否設定について、日程第 12、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による貸借権設定許可申請に対する許否決定についてを議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第 2 号、議案第 3 号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案第 2 号、第 3 号についてご説明させていただきます。

それではお手元の資料 No. 1、農地法第 3 条調査書の 4 から 7 ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。議案第 2 号及び議案第 3 号の番号 1 の案件につきましては、同一の新規就農者の案件でございます。以上でございます。

議長

新規就農の案件について、農政経済専門委員会で 3 月 14 日に新規就農者の審査を行っております。審査の結果については、6 番の川村農政経済専門委員長より報告願います。

川村良道委員

6 番、川村です。それではですね、こちらの第 3 条調査書の 4 ページのところの●●●●さんという方は●●●●さんの娘さんの旦那さんということで、失礼しました、お孫さんということで、親戚に当たるという形での新規就農ということになります。面積はそれほど多くはないんですが、新規就農者ということでの農地の貸借ということになります。今回の申請はですね、専業農家として新規就農するため、同居している義理のおじいさんの所有する農地に、使用貸借権を設定するものであります。許可後はきゅうり、ブロッコリー、キャベツを作付する計画であります。申請地の位置は同居している義理の祖父の土地であり、住所地に近接していることから、本件の権利取得による周辺農地の業務の効率化、総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます、ということで、農政経済専門委員会の方では判断したものです。

議長

ごくろうさまでした。それでは、質疑に入ります。質疑等がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)



議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第2号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。

議案第3号農地法第3条の規定による貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。

日程第13、議案第4号農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(議案第4号 朗読)

事務局

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第4号についてご説明させていただきます。

申請位置の状況でございますが、役場の北東側約1.9kmに位置しておりまして、東側は砂子田線に隣接しております。農地の中に宅地が点在しておりまして、農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地でございますので、第1種農地でございます。こちらの案件につきましては、譲受人が譲渡人である父の所有する農地を贈与により取得し、住宅を建築するものでございます。なお現在譲受人と譲渡人が同居しております既存住宅につきましては、昭和45年の都市計画区域編入以前に建築された一般住宅であることと、譲受人は譲渡人から経営移譲を受けて、農業経営者となっていることから、今回農家住宅として建築するものでございます。以上でございます。

議長 それでは、4月14日に農地転用現地調査を行った農業委員、調査結果報告をお願いいたします。現地調査報告を高原委員、よろしく申し上げます。

高原弘明委員 12番、高原です。4月14日に川村一男委員、白澤和実委員、私と、それから事務局であります泉山係長と現地を見て、調査に入りました。委員としての意見でございますが、この農地につきまして、場所につきましては、先ほどもお話しでお示したとおり、資料No.4というものがあります。資料ナンバー4の1の5の裏面に写真を示してございます。この写真の下の②というところ、南側から北側に向かって写真を撮ったところでございます。これを見ておわかりのとおり、当農地については農振の白地でございます。生産性の高い農地ではございません。それから、今回の農家住宅の建設にあたっては、必要最小限の面積として判断されることから、転用はやむを得ないと判断したところでございます。以上でございます。

議長 そのほか、補足説明はございますか。

事務局 ありません。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第4号農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決します。次に進みます。日程第14議案第5号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(議案第5号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第5号についてご説明させていただきます。

まず、1利用権設定の番号3から7の案件につきましては、●●●さんが、この●●●さんに経営移譲することに伴い、使用貸借権および賃借権を設定するものでございます。また、2所有権移転の案件につきましては、4月10日に行われたあっせん協議により、決定した所有権移転でございます。以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がございましたら挙手願います。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番、佐々木委員。

佐々木博委員 8番、佐々木です。1の番号3についてですね、●●●さんから●●●さんに経営移譲されて、その●●●さんが、番号4、5、6、7をそれぞれの方から土地を貸借するということになってますけれども、その貸借するところ、トータルだと3町7反ぐらい増えるような感じですけども、実際経営移譲したところから2倍ぐらいの面積になって、対応するのは大変なんじゃないかなと思います。できるということで受けたのですが、地域計画の流れの中でどのような形になるのか確認したいと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 8番、佐々木委員の質問にお答えいたします。番号3から7の案件につ

きましてですが、このうち4から7の賃借権設定の分でございますが、以前から●●●さんが利用権設定に基づきまして耕作していた農地となっております。今回この利用権設定の期間が過ぎまして、切れておりますが、今回改めて経営移譲するにあたりまして、改めて使用賃借権設定すると、4から7の賃借権設定をするということで、実質的、中身的にはそのまま●●●さんが耕作していたものをそのまま経営移譲という内容となっております。以上でございます。

- 議長 佐々木委員、よろしいですか。
- 佐々木博委員 はい、わかりました。
- 議長 ほかに質疑等ございますか。
- 白澤和実委員 はい、議長。
- 議長 はい、14番、白澤委員。
- 白澤和実委員 はい、14番、白澤です。料金が全部違う、借り賃が12万9千円と、4千5百円などの理由はなにか。
- 事務局 はい、議長。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局 14番、白澤委員のご質問にお答えいたします。それは面積に対するの合計額となっております。以上でございます。
- 議長 白澤委員、よろしいですか。
- 白澤和実委員 はい、勘違いでした。
- 議長 ほかに質疑ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 それでは討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。次に進みます。お諮りします。日程第15、議案第6号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、日程第16、議案第7号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、は相続税の納税猶予に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしとのことですので、一括して議題といたします。日程第15、議案第6号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、日程第16、議案第7号、相続税の納税

猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第6号、議案第7号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 議案第6号、第7号についてご説明させていただきます。

この議案第6号、7号の案件につきましては、引き続き農業経営を行うことを条件に、相続税の納税猶予を行っているものでございまして、その手続きに係る証明をするものでございます。なお、農地中間管理事業等の特定貸付けによる貸借は認められていることから、現在特定貸付けを行っている農地分についても、併せて証明するものでございます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第6号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可するので決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、証明を許可することに決します。議案第7号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、証明を許可することに決します。次に進みます。日程第17、議案第8号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 (議案第8号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第8号についてご説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、当該農地の山林化が進んでいることが判明したため、現地調査の結果を受けて非農地判断するものでございます。以上でございます。

議長 それでは4月14日に再生困難遊休農地現地調査を行った農業委員より、

結果報告をお願いいたします。白澤克美委員よろしくをお願いいたします。

白澤克美委員 はい、4番、白澤です。それでは、再生困難遊休農地現地調査の結果を報告します。事務局の泉山係長と川村和男委員、それから高原弘明委員、そして私の4名で現地調査を行いました。当該農地は面積も狭小かつ電柱1本及び視線が4本設置されており、農地として耕作することが困難であるとともに、山林化も進んでいました。農地と再生することが著しく困難であることから、非農地判断をするべきものと考えております。以上でございます。

議長 そのほか補足説明はございますか。  
（「なし」の声あり）

議長 それでは、質疑に入ります。質疑等がありましたら挙手願います。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 はい、13番、阿部委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。非農地になった場合の地目ですけれども、地目は今は畑ですけれども、この地目も変更手続きをすれば変わるということも、ここで判断するものですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番、阿部委員のご質問にお答えいたします。非農地判断したことによって、こちらから通知を出しますので、それに基づいて登記の変更をするということで、現況どおりの山林原野に地目変更となることとなります。以上でございます。

議長 阿部委員、よろしいですか。

阿部江利子委員 はい、よろしいです。

議長 ほかに質疑等ございますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。今回の議案の提出されている経緯、どのような状況から、ここを非農地扱いにするべきという判断で議案を提出されたか、その経緯をお知らせください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。今回、山林原野化されているということが判明した経緯につきましては、隣接する農地が以前、違反転用だった箇所がありまして、現状回復をして先月の総会で3条の所有権移転で諮った場所となりますが、違反転用の現地確認のときに、当該地も同じ所有者の方だったのですが、当該地は先ほどの報告にあったとおり明らかにも山林原野化されていて、農地に復旧というのは難しいだろうとその時に判断したことを踏まえまして、その時は農業委員さん2人での現

地調査でしたけれども、非農地判断につきましては農業委員3人で現地調査をしなければならないという決まりがありますので、今回改めて農業委員さん3人で現地に行って確認し、判断したということで、今回進めたところでございます。以上でございます。

議長 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 ほかに質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

川村和男委員 はい、議長。

議長 7番、川村委員。

川村和男委員 7番、川村です。この件でございますが、3年ぐらい前ですけれども私、現地調査に行きました。その時は貨車を置いてたりとかですね、それから、碎石を敷いて駐車場に貸していました。今回の非農地は小さい部分の土地で、ほかのところは全部畑にできるように、全部建物も取って立派な畑になっていました。その部分は支線がついてて、もう絶対農地に戻すことのできない、NTTか東北電力の支線で、全くの小さい部分だけでやむを得ないなと感じてきました。以上です。

佐藤俊孝委員 今のは討論ですか。

議長 討論ではないと思いますが、意見ですか。

川村和男委員 意見です。

佐藤俊孝委員 賛成か反対かの意見を確認してください。

議長 今、川村委員からは討論というよりも意見ということで述べていただきましたけれども、これは委員皆さんが判断するためのものにしたと思いますが、賛成討論か反対討論ですか。

川村和男委員 賛成討論です。

議長 賛成討論ですね。ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第8号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、非農地であると判断する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、非農地であると判断することに決めます。次に進みます。日程第18、議案第9号、令和5年度矢巾町農業委員会最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 (議案第9号 朗読)

議長  
事務局  
議長  
事務局

補足説明を許します。

はい、議長。

はい、事務局。

議案第9号についてご説明させていただきます。

この最適化活動の目標の設定等についてですが、これは公表を義務付けられているもので、定められた様式に従って作成し、町のホームページで公表するものでございます。まず、ローマ数字のⅠ、農業委員会の状況についてですが、2の農家、農地等の概要をご覧いただければと思います。こちらの数値につきまして、総農家数、農業経営体、基幹的農業従事者数につきましては、農林業センサスの数値を基にして記載しております。また、認定農業者等の経営体制につきましては、産業観光課で把握している数値を記載しております。耕地面積につきましては、耕地及び作付面積統計の令和4年度調査の数値をもとに記載しております。続きまして、ローマ数字Ⅱ、最適化活動の目標についてご覧いただければと思います。1 最適化活動の成果目標、

(1) 農地の集積、①現状および課題につきまして、集積率が昨年度より数値が下がっております。担い手の新規就農もございましたが、認定農業者の減少等により、集積面積が減少となったため、昨年度より集積率が減少しております。農地の新規の集積面積の目標につきましてですが、農地の集積の目標年度集積率につきましては、最適化の推進に関する指針に基づいた数値となっており、令和7年度までに集積率が82%となるように、今年度の新規集積面積を記載しております。(2) 遊休農地の解消について、①現状および課題については、令和4年度末の遊休農地の面積7.7ヘクタールを記載しております。②の目標につきましては、令和3年度の遊休農地を5年間で解消することを目標としているために、令和3年度が遊休面積7.8ヘクタールを5年度で割った1.6ヘクタールを解消面積の目標としております。続きまして、(3) 新規参入の促進です。新規参入の促進につきまして、②の目標につきましては、権利移動面積、過去3年間の面積の平均1割を目標としております。今回につきましては令和4年度までの数値を確定いたしましたので、令和2年度から令和4年度の3年間の移動の面積をもとに、平均を出しております。最後のページです。2 最適化活動の活動目標につきましては、昨年度と同様の目標としております。以上でございます。

議長

それでは、質疑に入ります。質疑がございましたら挙手願います。質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

では質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第9号令和5年度矢巾町農業委員会最適化活動の目標の設定等について、承認す

る旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、承認することに決めます。

以上で、議事の全てを終了いたしましたので、当会は閉会といたします。  
皆様大変お疲れ様でございました。

(終了 14 : 30)



以上は、令和5年4月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和5年第4回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_